

東京裁判におけるパリ不戦条約⁽¹⁾の適用

助教授 柴田徳文

目次

- 一、はじめに
 - 二、パリ不戦条約は何を規定したか
 - 三、東京裁判における審理
- 満州事変
　　支那事変
　　太平洋戦争
- 四、結論

一、はじめに

太平洋戦争⁽²⁾およびそれに先行する満州事変、日支事変が、侵略戦争であつたと今日理解されていることは、周知のように、東京裁判（極東国際軍事裁判）でそのように判定されたことに端を発している。

東京裁判は、同じ頃ドイツの戦争指導者に対して行われたニューヨンベルグ裁判とともに、歴史上初めて戦争を犯罪とし、その責任を個人に求めた裁判であった。言うまでもなく、戦争を違法化する努力やまた戦争責任者を裁判に付そうとする試みは、それ以前にも行われていたが、それが実行に移されたのはこれらの裁判をもって嚆矢とする。

戦争を防止しようとの試みは決して新しいものではなかった。一〇世紀になつて、戦争技術の進歩に伴い、それのもたらす被害は、どの国においても到底耐え得ないものとなつていた。そのためそれを避けるための各種の方策が考えられてきた。

それらには、不意打ちによる開戦の防止、武装のない市民への被害の防止、残酷な兵器の使用の禁止、戦闘行為の規則化、などがあった。しかしこれらは、戦争の存在を前提としており、決してそれを否定するものではなかつた。戦争を容認したうえで、それに至る以前に防止しようとの試みもなされた。国際間の紛争を、平和的に解決しようとの努力がそれである。国際連盟規約第一二条から一五条はその代表的なものである。しかしながらこれらのシステムは、戦争そのものを根絶するに至つたものではなかつた。国家主権を超える権威が国際社会に存在しない以上、国家固有の権利である交戦権を否定することが出来なかつたのである。

ところが、東京裁判においては、日本が行つた各種の戦争をすべて違法のものと断定した。日本は侵略戦争を行つた、と弾劾したのである。このような断定の根拠となつたものは、日本も当事国となつて締結されていた各種の戦争防止のための国際条約・協定であつて、就中、パリ不戦条約は、戦争の違法性を確立したものであるとされた。キーナン首席検察官は、裁判の劈頭陳述で「一九一八年（昭和二年）

八月二十七日パリーに於て調印されたる、ケロッグ・ブリアン条約に依つて日本をふくむ世界の殆ど全文明国社会を網羅する締約国は国際紛議解決の為め戦争に訴うることを非難し国家相互間の関係に於て戦争を国策遂行の具とすることを否認しております。本条約の本文は、『犯罪』と謂う文字を使用して居りませぬが『国策遂行の具としての戦争』を排撃することに依つて締約国が侵略戦争の方法を法律の外に置く意図なりしこと即ち此ら違法なるものとする考なりしこと明瞭であります⁽³⁾』と述べ、日本の行為を、パリ不戦条約によつて侵略戦争と認定したのである。

しかしながら、パリ不戦条約は、キーナン首席検察官が述べるように明確に戦争を禁止しているのかについて、今日まで疑問が残つてゐるのである。東京裁判終結以来半世紀以上経過した今日になつても、国際社会では未だ紛争の最終的解決を戦争に求めなければならぬ現実が存在してゐる。もし東京裁判の判定が正しいなら、今日すべての戦争が根絶されてゐるはずである。そこで、東京裁判の審理において、どのようにパリ不戦条約が適用されたのかを概観し、この条約が目的を達する事の出来なかつた理由を模索してみたい。

二、パリ不戦条約は何を規定したか

パリ不戦条約は、一九二七年にフランス外務大臣ブリアンが、アメリカの第一次世界大戦参戦十周年の記念日に際して、アメリカ連合通信社を通じて米国民に送つたメッセージで、提案したものに端を発している。これは米仏の一カ国間条約を求めるものであつた。ブリアンの提案の趣旨は次のようなもの

であつた。

仏米両国が平和問題に関するして歩んで来た道は異なつていてもその目的は同一である。軍備制限は、国家間での平和に対する意志によつてのみ達成されるべきもので、これに関する仏米の意見は互いに同情的であり、全く一致している。もし平和に対する熱望の証拠として、また他国民に対し模範を示すため、仏米の二大共和国間においてその必要があるならば、仏国は戦争を相互に違法とする協定を米国と取結ぶことに躊躇しない。戦争廃止の思想は国際連盟加入国及びロカルノ協定調印国⁽⁴⁾の間では普遍的であるが、これと同様の精神をもつた協定を米国が他国、例えば仏国、と締結したならば、国際平和政策樹立の基礎を拡張する上に貢献する所頗る大であろう。

このメッセージに引き続き、フランスは三カ条からなる条約草案（仏米恒久修好条約案）を非公式にアメリカに示した。この内容は、後に不戦条約となつたものと同じものである。アメリカはこれに対し、この条約が、米仏二カ国の条約ではなく、他の大国、少なくとも英独伊そして日本、との多辺的条約であること、そして条約が禁止する戦争を侵略戦争に限定せずすべての戦争を非難するものとするよう要請した。⁽⁵⁾

結局、フランスはアメリカの提案を受容したのである。そしてこの条約案は、日英独伊に通牒され、一九二八年八月二十七日に調印された。

このように見ると、この条約は、侵略戦争だけではなく、すべての戦争を対象としているように思え

るが、はたしてそうであつたのだろうか。

この条約が米仏間で討議されていたのと同時期に、同じ米仏間で国際紛争解決のための別の条約が改定期限を迎えた、やはり交渉のテーブルに乗っていた。それは、一九〇八年に米仏間で取り決められた仲裁裁判条約の改定であつた。それは、「戦争を国家政策の具とすることを排斥するの意を示すのみならず、国際紛争の平和的処理に関する国際協定の完成に依り世界各国間に戦争の可能性を永遠に廃滅せしむるの時期を促進せしむるの範例を⁽⁶⁾示」すことを熱望して調印された。この条約は、第一条で、尋常の外交手続きによつて可決できない両国間の紛争を「国際委員会の審査に付し、その報告を俟つべきこと」を取り決めていたが、その二条では、「本条約の条項は左の事項には適用せざるものとす」として、各締約国の国内管轄問題、第三国利益を包含する問題、そして「米大陸問題に関する米国の伝統的態度、即ち普通にモンロー主義と称せらるるものとの維持に関し又は之を包含する所の問題」などを規定している。⁽⁷⁾

ここで言うモンロー主義は、一八二三年にジェームス・モンロード大統領が唱えた、米州各国のヨーロッパによる植民地化の排除、東西二つの半球の相違、そしてそれらの不干涉の三つの原則のままではない。これらに、西半球に対するアメリカの優位とそれらへのアメリカの干渉権を付け加えたものである。このアメリカの態度は、ローズベルトの系と呼ばれるものである。セオドア・ローズベルト大統領は、一九〇四年の議会に対する年次教書で次のように述べた。

この国が見たいと熱望するものは、安定し秩序が保たれ、そして繁栄している近隣諸国である。立派

に振る舞つてゐる国はすべてアメリカの誠心誠意な友好を期待できる。もし一つの国家が社会的政治的問題において合理的効率と礼儀正しさをもつて行動できることを示すならば、そして秩序を保ち、義務が果たせるなら、その国はアメリカ合衆国からの干渉を心配する必要はない。アメリカやその他どこにある、文明社会の結びつきを全般的に弛緩させるような長期にわたる非行や無能は、いずれかの文明国の干渉を結局は必要とするし、西半球では、合衆国がモンロー主義に忠実であることは、そのような非行や無能の破廉恥な出来事に対して、アメリカを國際警察力の行使へと、やむを得ず、仕向けるであろう。⁽⁸⁾

このことは、米州各国へのアメリカの武力介入の自由を意味していた。すなわち、アメリカの近隣諸国で社会不安が起きればアメリカは國際警察として軍事行動をとる、というものである。このような行動は、國際連盟規約その他の求める、國際紛争の平和的解決に反するものである。

当然アメリカは、新モンロー主義のそのような性格を表向きには否定している。ウイルソン大統領は、一九一六年にワシントンで開催された全米協会において、「南北米大陸諸国は互いに絶対の政治的独立及び領土保全を維持すべきこと、該諸国間の紛争は総て仲裁裁判その他の平和的方法に依り処理すべきこと、何れの国も他国に対し革命的征討を行ふべからざること、近隣諸国に於ける叛徒に供給する目的にて武器を輸出するを禁ずる」ことなどを述べた。しかし、これは外交的辞令に過ぎない。大統領のこの演説は、アメリカがそれまで現実に行つてきたこととは全く逆の言説であつた。

アメリカが仲裁裁判条約に前述のような規定をおいたといふことから、不戦条約の調印にあたつても

これを念頭に置いていたことは、当然であると思われる。

次に、先に触れたようにアメリカはフランスとの不戦条約交渉において、自衛戦争のみならずすべての戦争を禁止するよう求め、フランスもそれに同意したようにみえる。したがつて、パリ不戦条約は、自衛戦争すら禁止したものと解釈することが出来る。しかし、現実はそうではなかつた。この条約案を検討している最中の一九二八年四月二十八日、ケロッグ国務長官はアメリカ国際法協会での演説で、「アメリカの不戦条約草案中に自衛権を制限或は害する如きものは決して存在しない。この権利は各主権国固有のものであつて、どの条約に於ても暗黙裡に認められている。各国は、何時にも、条約の規定とは関係なく、自国の領土を攻撃或は侵略から自由に防御しうる」と述べ、パリ不戦条約が自衛権まで否定したものではないことを明確化した。

またこの条約を審議する米上院においても「自衛権は、各個人と同様、各独立国が固有する一つの権利であつて、この事は有らゆる条約に於いて暗黙裡に認められてゐる」と述べ、この条約が自衛権を否定するものではないことを確認し、さらに「『自衛』といふ用語は、単に領土の防衛に限るものではなく、いかなる国民もそこに軍隊を送ることが自衛のために必要であるやうな領土には、軍隊を送り得るものであると考へるか」とのスワンソン議員の質問に次の通り答えて、自衛権の範囲を単に国土防衛にとどまるものではないことを明らかにした。

御説の通り。自衛権は、例へば、合衆国本土内の領土に限るものではない。自衛とは、当政府が米国の防衛のためとか、米国を危殆に瀕せしめる虞れのある事態を防止するために、必要だと信ずるやう

な手段を執る権利を意味するものである。⁽¹²⁾

また、当該戦争が自衛戦争であるか否かについての判定に関して、「併し、合衆国はこの事について自ら審判者でなければならぬのであって、それが、正当な防衛でない場合には世界の輿論に訴へられる。それだけのことである」として、自衛であるか否かの解釈権は当事国にあることを言明した。

以上を概観すれば、パリ不戦条約はアメリカの当初の願望と乖離し、単に侵略戦争の禁止を定めたものに過ぎないことがわかる。侵略戦争が容認されることは、この条約をもつて初めて形成された概念ではなく、それ以前よりすでに各種の国際条約で確認されていた。国際連盟規約もそのことに言及している。東京裁判のパル判事が、同裁判判決の個別意見において「パリ条約はこの点に関する法律上の事態を変更しなかつた」と指摘していることはこれを指すものである。

三、東京裁判における審理

東京裁判で審理された日本の対外行動は、一九二八年頭から始まるものであった。この審理は、日本がそれ以後遂行した各戦争をまたは事変をそれぞれ一回性のものとして取り扱つたのではなく、一連の共同謀議とした。起訴状は次の通り述べる。

全被告は他の諸多の人々と共に千九百一十八年（昭和三年）一月一日より千九百四十五年（昭和二十

年)九月一日に至る迄の期間に於て共通の計画又は共同謀議の立案又は実行に指導者、組織者、教唆者又は共犯者として参画したものにして前述の計画実行に付き本人自身により為されたると他の何人により為されたるとを問はず一切の行為に対し責任を有す

斯る計画又は共同謀議の目的は日本が東亜細亞並に太平洋及び印度洋並に右地域内及び之に隣接せる凡ての国家及び島嶼に於ける軍事的、政治的及び經濟的支配を獲得するに在り而して其の目的の為め独力、又は右計画乃至共同謀議に誘致又は強制的に加入せしめ得る他の諸国と共同して苟も其の目的に反対する国又は国々に対し宣戦を布告せる又は布告せざる一回又は数回の侵略戦争並に國際法、条約、協定及び保証に違背する一回又は数回の戦争を行ふに在り⁽¹⁴⁾

検察側のこの主張によれば、日本は東アジア、太平洋及びインド洋そしてこれらに連なるすべての地域を軍事的・政治的・經濟的に支配するため一貫して行動したことになるので、その間戦われたすべての戦争が侵略ということになる。

これに対しても、弁護側は、それぞれの戦争は一連のものではないことを主張した。⁽¹⁵⁾ 東京裁判で裁かれる戦争は、太平洋戦争のみであつて、満州事変やノモンハン事件、張鼓峰事件は含まれるべきものではない、ことを指摘したのである。そして以後弁護側は、一連のものであるとの検察側の主張を駁し、個々の戦争の侵略性の不存在を立証したのである。

そこで次に、審理された戦争のうち、重要だと思われる三つの戦争、すなわち満州事変、支那事変、そして太平洋戦争が、パリ条約が禁止したとされる侵略戦争に当たるのか否かを弁護側の立証を中心に

検討してみよう。

満州事変

満州事変に付いて検察側は前述の通り日本の一連の侵略行為の一環であると主張した。劈頭陳述においてキーナン首席検察官は次の通り糾弾した。

この計画は軍事的侵略に対する基礎工作として満州に於て一つの「事件」を創造する事を予期し、且つ又日本政府を満州に於ける軍事的目的と意図に適合せざる為に強圧手段を行ふ努力を含んで居りました。千九百三十一年即ち昭和六年九月十八日歴史上「奉天事件」として知らる挑発的事件が計画遂行されました。追て証拠が示す通りそれは偶発の出来事ではなかつたのであります。⁽¹⁶⁾

また満州段階の冒頭陳述でダーシー検察官は、「千九百三十一年九月十八日の夜、東京及び関東軍の參謀陸軍将校と或る官民との一団はこんな事件を創造しました。彼等は日本の武装兵力を以て熱河省と内蒙古とともに満州を占領するやうにしました」と、満州事変が侵略であったことを述べた。

これに対しても弁護側は、満州事変が中国側からの攻撃によつて発生し、自衛のためやむを得ず応戦し拡大したこと、そして満州人より独立運動が起つて満州国建国につながつたことを挙げて、これが侵略ではないと主張した。

弁護側の冒頭陳述の主旨は次のようなものである。

- 1 在満日本権益が日清戦争に発し、日本人が満州を露国の脅威に対する『生命線』と見なしていた。
- 2 中国革命、ロシア革命は、極東を混乱に陥れ、排日運動が行われ、日本人の生命財産が被害を被つた。満州は日本に対する食料原料の供給地として不可欠の源泉となつており、中国と友誼持続を欲していたが、ソ連および「第三インターナショナル」は中国と既存条約上の関係を持つ国に反対する政策をとつていた。

- 3 張作霖の後継となつた張学良は国民党と結んで外国人権益のいつそうを企て、日鮮居留民を敵視した多数の法令を發布した。これは日華間の条約違反であり、九ヵ国条約も予想していなかつたものである。また匪賊が横行し中国政府がこれを取り締まれなかつた。万宝山事件や中村大尉殺害事件の結果満州における日支関係は破裂寸前まで緊迫していたが九月七日と十四日に蒋介石は民衆に反日気勢を煽るために激烈な演説をした。東京より自重せよとの訓令が遵守されているかを確認するために建川少将が派遣された。

- 4 一九三一年九月十八日午後十時半頃奉天の日本守備部隊の隊員が爆発音を聞きまた中国兵に狙撃された。その後の日本軍人の行動は居留民と守備軍の危険なる地位に鑑み自衛上やむを得ないものであった。この事件は突發的なもので当局者の間に何ら共通の計画も協力もなかつた。

- 5 東京の政府は不拡大方針を決定した。

- 6 張学良の軍隊は奉天地区を攪乱するため遼河を渡つた。これより以前に行われていた外交交渉は中國側の不誠実によつて無駄となつた。

7 排日運動の結果上海で暴動化の兆候を示したので戒厳令が敷かれたが、これを実施しようとしていた日本陸戦隊が中国軍より攻撃を受けた。日本は先頭の局地解決につとめ、全兵力を引き上げた。

8 満人は漢人とまったく異なる。漢人は満州に大なる勢力を及ぼしたことはなかつた。中国本部の革命的影響より満州を保全しようとすると「保境安民」は満人の真情であり、満州に移住した中国人にも共鳴されていた。

9 張学良の秕政に対する満州人の憤激は激しく、清朝の廢帝を迎えるとの望みを抱くものが多くいた。奉天事件後満州人の行動は表面化され、各地で独立が宣言された。東京政府は在満の軍官憲に新政権運動に関与しないよう訓令していた。

10 滕儀擁立の民衆運動が存在していた。満州国の独立は満州人永年の伝統及び念願の必然的結果であつた。⁽¹⁷⁾

弁護側のこの主張のうち、柳条溝事件の発生そしてその後の関東軍による戦闘拡大については、事実に即していない。東京裁判の後に明らかになつたところによれば、この事件は関東軍が計画したもので、決して偶発事件ではなかつた。しかしながら、弁護側はその当時知られていた事實を下にこの弁護を繰り広げていたのである。それ以外の主張、すなわち日本にとつての満州の存在の意義、張家による秕政、排日運動の激化、それによる在満居留民への被害、また満州に独立機運が存在していたこと、などは真実である。

ここで本稿の主題に関して考慮しなければならないことは、自衛の概念は軍事力による直接攻撃のあつた場合に限定されているかどうかである。筆者は国際法を専門とするものではないので、自衛の概念

を法律学的に検討することはできない。しかし往々にして大国によつて取られた行動が国際法の原則を作つてゐるという現実を想起して、満州事変の約六〇年後にアメリカによつてとられた行動を挙げてみる。

一九八九年二月アメリカは中米の小国パナマに侵攻した。その際ブッシュ・アメリカ大統領はこの軍事行動の理由を次のように説明した。

合衆国の目標は、アメリカ人の生命を保護すること、パナマにおける民主主義を防衛すること、麻薬取引と闘うこと、そしてパナマ運河条約の遵守を確實にすること、であった。この危機を解決するため外交と交渉を通じて多くの試みがなされてきた。しかし、すべてがパナマの独裁者であり麻薬取引被疑者であるマニュエル・ノリエガ将軍により拒絶された。⁽¹⁸⁾

この説明の中でも重要なことは、外国にいる自国民を守ること、そして外国で民主主義という自国が尊重している主義を守ることや麻薬取引の被害から自國を防衛することという、いわゆる自国の利益の保護、が理由になつてゐるのである。このことから、アメリカは国土に対する直接の侵略を受けていなくとも外国に対して武力行使ができることを示した。言い換えれば、この武力行使は侵略に当たらないもの、すなわち自衛であることを示したものである。

そのように考えれば、満州における日本の権利保護のための軍事行動も自衛のためのものと言ひ得よう。⁽¹⁹⁾

支那事変

支那事変に対してキーナン首席検察官は劈頭陳述において次の通りこれを侵略戦争であると非難した。

日本は其の拡張計画が一時頓挫した為一九三七年即ち昭和十二年七月七日にかの世上名高き蘆溝橋事件を惹起しました。この「事件」は奉天事件の形式に従つたもの……⁽²⁰⁾

また中国段階の冒頭陳述で、モロー検察官は「此の侵略其のものは、日本も加入国であつた九ヶ国条約、『ケローグー・ブライアンド』協定及び其の他の条約並に保障を無視して達せられたものあります」⁽²¹⁾と、これがパリ不戦条約違反の行為であることを明言した。これに対する弁護側の主張は次のようなものである。

一九三七年七月七日午後一一時四〇分蘆溝橋付近通称「マルコ・ポーロ橋」の地点にて演習中の日本軍一部隊は龍王廟に於て中国軍の射撃を受けました。当時日本軍及び現地中国地方官憲が事態を迅速に且つ局地的に解決せんと努めた事実は証拠により証明される筈であります。

北支に於ける日本の駐兵は一九〇〇年の北清事変に関連する列国共同公文の第九条並に義和團事件議

定書の第九条に基くものであります。而して日本軍がこの種の演習をなす権利は一九〇二年の天津還付に関する日支間の数次の交換公文により認められてをります。（中略）

この事件が日本軍の側にとつて全く予期せざるものであつたことを立証する証拠は極めて豊富であります。⁽²²⁾

支那事変の発端となつた蘆溝橋事件が日本側から仕掛けたものでなかつたことは、今日ほゞ明らかになつてゐる。日本軍は演習中に攻撃を受けたのであつた。日本軍に対して銃撃を行つたものが誰であつたかは、今日明確な特定はされておらず、中国共産党軍との説やまた共産党に雇われて学生であつた、との説もある。いずれにしても日本軍が仕掛けたものではなく、日本にとつては偶發的な戦闘であつた。その後の伸展においても、日本の行動は受け身的なものであつた。ラザラス弁護人は同じ冒頭陳述において、「一九三七年七月八日日本参謀本部は事件勃発の報に接するや、直ちに事件を当地方のみに局限し、且つ現地に於てそれを可及的迅速に解決する方針を決定致しました。爾来相当長期に亘つてこの方針は常に事件に対する日本の政策の根本でありました」と、事件に対する日本の対処方針を説明した。

支那事変は既述の通り、日本は攻撃されて応戦したものであり、事態に対する不拡大方針がとられていた。しかし戦闘の性質上一方の側のみで戦闘の拡大を防止することは困難であつた。日常的に敵対心を持ち、ともに相手に不信感を抱いていたのであつたから、なお、戦闘の停止は容易ではなかつた。これに加えて、蒋介石は、西安事件の際、日本軍との対決を強要させていたので、安易に日本と妥協することができず、徹底的な抗日以外の指令を発することができなかつた。こうして日中間の戦闘が拡大し

ていったのである。

この事件は、日本側にしてみれば、明らかな武力攻撃を受け、それに応戦していったものであるので、典型的な自衛の戦争であると理解できる。モロー検察官のように、パリ不戦条約の違反と見なすことはできない。

太平洋戦争

太平洋戦争に関して、キーナン首席検察官の劈頭陳述を再び見てみよう。キーナン検事は「証拠に依れば日本は共同謀議の初期よりその大東亜政策を実行するためアメリカ合衆国に対し戦争を行う決心を為して居た事が知られます」と、対米戦争が計画的なものであつたことを強調した。

これに対して弁護側は、日本が中国との終わりの見えない戦争に苦しんでいる間に、連合国による経済的圧迫を受け、国家存立のためやむを得ず開戦に踏み切った事を主張した。

高橋義次弁護士による太平洋戦争段階の冒頭陳述は概ね次のようなものであつた。

1　日本の工業経済は、侵略戦争のために計画され指向されたものではなく、必要がこれを生み、民需に応じて発展し、最後にその必要部分が戦争に転用されたに過ぎない。

2　資源乏しい日本に対する連合国各国の経済圧迫と、これに併行する対日軍事包囲は着々と整備された。

3 一九四一年初頭から、日本の三代の内閣は事態の平和的解決を図るべく、熱心な日米外交交渉を進めた。

4 米国の一月二十六日付対日通牒は、最後通牒と解された。日本が米国の要求を受諾し得ない事は、日本の当局者のみならず米国当局者や他の第三者にとつても明らかであった。十二月一日、あらゆる希望を失い日本は戦争を決意したが米国は以前からその事を予知していた。日本の対米通告手交が運れたのは、被告達の力の及ばないワシントンにおける事情の結果である。

5 日本陸軍の戦備は、一九四一年九月六日以前には為されなかつた。それ以前にあつたものは、仮想敵国に対する年次作戦計画に過ぎなかつた。

6 いわゆる侵略戦争のための教育・宣伝が行われたとの検察側訴追を反駁するため、海軍の人事・教育に関する証拠を提出する。

7 南洋委任統治諸島を日本が要塞化したとの検察側主張を反駁するため、強力な証拠を提出する。

8 海軍の戦備は、四面海に囲まれた国に相応しい海軍軍備を行つたもので、世界列強が当時採つた方法となんら矛盾したものではない。

9 真珠湾攻撃は、長時間の準備後に行われたものでも、侵略的傾向を示すあらかじめ計画された行動でもなく、日本に対して大きな軍事的勢力の優勢を持っていた大国に対抗するための、日本の絶体絶命の思想を表したものである。

10 日本政府及び統帥部首脳は寛仁を旨とする武士道に則つて行動し、俘虜及び一般住民に暴行を加え虐待する等は思いもよらない事だった。

11 被告達のいく人かは開戦に反対し、ただ自衛上、最後の手段としてのみそれに賛成した。⁽²³⁾

そして、最後に「依之觀之、一般段階における証拠は、日本は何等侵略戦争を準備し且之を行つた事無く、又何等現存国際条約及び協定を故意に侵犯した事の無き事、並びに太平洋戦争開始の時に現存した複雑な国際関係は、平和維持の為に非常に努力をしたにも拘らず、不可避的に追込まれた戦争を決意した事を支持する十分な事由と、相当の根拠とを証すあります⁽²⁴⁾」と結んで、国際条約に違反していないことを力説した。

以上のように、弁護側は、連合国による経済的圧迫により自衛のために戦争を決意したことを説明している。俗にA B C D 包囲陣と呼ばれる対日経済包囲網が存在したことは事実である。このような一国の存立を危うくするほどの経済的圧迫に反抗することは自衛の範囲に含まれると解されている。

四、結論

以上見てきたように、パリ不戦条約が自衛のために行われる戦争を非合法化していなかつたので、日本的行为が自衛のためのものでなかつた事が、東京裁判で立証されなければならなかつた。このため検察側は全面的な共同謀議という概念を創設し、日本の行為を一つの範疇のうちに括つた。しかしこの試みは以上概観した通り成功しなかつた。それは、性格の違う戦争すべてを、貫した政策に貫かれたものとして立証しようとしたからである。満州事変、支那事変、太平洋戦争、それぞれに異なつた背景や

事情があつた。そして弁護側はそれらを逐一立証した。

戦後半世紀以上を経て、かつての戦争を歴史の一齣として冷静に観察できるようになった現在の視点で振り返つてみて、当時大国アメリカとの戦争に勝利できると想えていた者が、日本で指導的立場に立つていたとは思われない。なんとしても対米戦争を避けようと想えていたと推察する」とが合理的である。」のよう理解すれば、ドイツ、イタリアと組んで世界を分割しようとする共同謀議が存在したとの結論に達することは不可能である。検察側がこの共同謀議の存在を立証するための道具として用いたパリ不戦条約は、」の裁判においては、ただその名のみ用いられ、実質的な検証は加えられなかつた、と考える」ことが妥当であると思つ。

注

- (1) 一九二八年パリにおいて調印された「戦争拠棄に関する条約」で、提案者の名を取つて「ケロッグ・ブリアン条約」とも呼ばれている。
- (2) わが国における正式名称は「大東亜戦争」であるが、本稿では一般的な呼称である「太平洋戦争」を用いる
- (3) キーナン首席検察官傍頭陳述、『極東国際軍事裁判速記録』第九号付録、五頁
- (4) 信夫淳平、『不戦条約論』、昭和二年、国際連盟協会、一四二頁
- (5) 前掲書、一九二一九六頁
- (6) 前掲書、一〇〇頁
- (7) 前掲書、一一〇一—一一〇一頁
- (8) Paterson, Thomas G. ed., *Major Problems in American Foreign Policy*, (Lexington, Massachusetts Toront : D.C. Heath and Company, 1978, pp. 329-330)
- (9) 信夫淳平、前掲書、一六九頁

- (10) 東京裁判資料刊行会編、『東京裁判却下未提出弁護側資料』第一巻、国書刊行会、平成七年、二二二二頁
- (11) 前掲書、二二二二頁
- (12) 前掲書、二二二二頁
- (13) 東京裁判研究会、『共同研究パル判決書』上巻、講談社学術文庫、昭和五九年、三四七頁
- (14) 極東国際裁和文判起訴状、訴因第一
- (15) 清瀬弁護士の昭和二十一年五月十三日の弁論、『極東国際軍事裁判速記録』第四号
- (16) キーナン首席検察官劈頭陳述、『極東国際軍事裁判速記録』第九号付録 八頁
- (17) 弁護士側満州段階冒頭陳述、『極東国際軍事裁判速記録』第一八二号、一八三号
- (18) 米国大使館広報・文化交流局報道部 *Official Text, OT-89-28, December 21, 1989, p. 1*
- (19) なお詳しくは、拙稿「アメリカのパナマ侵攻と満州事変」(国士館大学日本政教研究所、『政教研紀要』第一六号)を参考されたい。
- (20) キーナン首席検察官劈頭陳述、『極東国際軍事裁判速記録』第九号付録、八頁
- (21) 『極東国際軍事裁判速記録』第四二号、四頁
- (22) ラザラス弁護人、中国段階冒頭陳述、『極東国際軍事裁判速記録』第一〇一号、七頁
- (23) 富士信夫、『私の見た東京裁判』、上巻、講談社学術文庫、昭和六二年、四一一四一三頁
- (24) 高橋弁護人、太平洋戦争段階冒頭陳述、『極東国際軍事裁判速記録』第一四二号、三三頁